

# 雨竜町交通安全計画

令和3年度～令和7年度（第11次）

令和 3 年 7 月

雨 竜 町

# ま え が き

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃まで道路交通事故の死傷者数が増加した。

このため、全国的に交通安全の確保は大きな社会問題となり、国においては交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、雨竜町においては昭和 46 年度以降、10 次にわたる雨竜町交通安全計画を策定し、国・道・関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、昭和 45 年には本町における道路交通事故発生件数 34 件、死者数 1 人、傷者数 53 人が、令和 2 年には道路交通事故発生件数 1 件、死者数 0 人、傷者数 1 人と大幅に減少した。

本町の道路交通事故発生件数は減少しているが、ひとたび交通事故が発生した場合には常に重大な事故につながる恐れがある。

交通事故の防止は、関係機関、団体等だけでなく、町民一人ひとりが一丸となり全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していかなければならない。

この雨竜町交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

雨竜町においては本計画に基づき、関係機関・団体等の連携及び町民の理解と積極的な協力を得ながら交通安全運動を推進し、安全で安心な社会の実現を目指すものとする。

# 目 次

計画の基本理念	1
第1部 1年を通じた陸上交通の安全	3
第1章 道路交通の安全	3
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	3
1 道路交通事故の現状	3
2 道路交通を取り巻く状況の展望	4
3 道路交通情勢の見通し	4
第2節 雨竜町交通安全計画における目標	4
第2章 道路交通の安全についての対策	5
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	5
1 高齢者及び子どもへの安全確保	5
2 歩行者及び自転車の安全確保	5
第2節 講じようとする施策	6
I 道路交通環境の整備	6
1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	6
2 道路交通安全対策の推進	6
(1) 事故危険箇所対策の推進	6
(2) 重大事故の再発防止	6
3 自転車利用環境の整備	6
4 災害に備えた道路交通環境の整備	7
(1) 災害に強い交通安全施設等の整備	7
(2) 災害発生時における交通規制	7
(3) 災害発生時における情報提供の充実	7
5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	7
(1) 道路の使用及び占用の適正化	7
(2) 不法占用物件の排除等	7
II 交通安全思想の普及徹底	7
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	8
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	8
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	8
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	8
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	9
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	9
2 効果的な交通安全教育の推進	9
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	9

(1)	交通安全運動の推進	10
(2)	高齢者等への安全の徹底	10
(3)	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	10
(4)	すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	10
(5)	チャイルドシート、ベビーシートの正しい着用の徹底	10
(6)	自転車の安全利用の推進	10
(7)	スピードダウンの励行運動の推進	11
(8)	デイ・ライト運動の浸透・定着	11
(9)	居眠り運転の防止活動の推進	11
(10)	効果的な広報の実施	11
(11)	その他の普及啓発活動の推進	11
4	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	12
5	住民参加・協働の推進	12
III	安全運転の確保	12
1	高齢運転者対策の充実	12
2	シートベルト、チャイルドシート 及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	11
IV	道路交通秩序の維持	12
V	救助・救急活動の充実	12
1	救助・救急体制の整備	13
2	心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	13
3	ヘリコプターによる救急業務の推進	13
4	救急関係機関の協力関係の確保等	13
VI	交通事故被害者支援の充実	13
第2部	冬季に係る陸上交通の安全	14
I	道路交通環境の整備	14
1	安全・安心な歩行空間の整備	14
2	効果的で重点的な事故対策の推進	14
3	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	14
II	交通安全知識・技能の普及徹底	14
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
(1)	幼児に対する交通安全教育の推進	15
(2)	小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進	15
(3)	成人に対する交通安全教育の推進	15
(4)	高齢者に対する交通安全教育の推進	15
2	効果的な交通安全教育の推進	15
III	安全運転の確保	15